

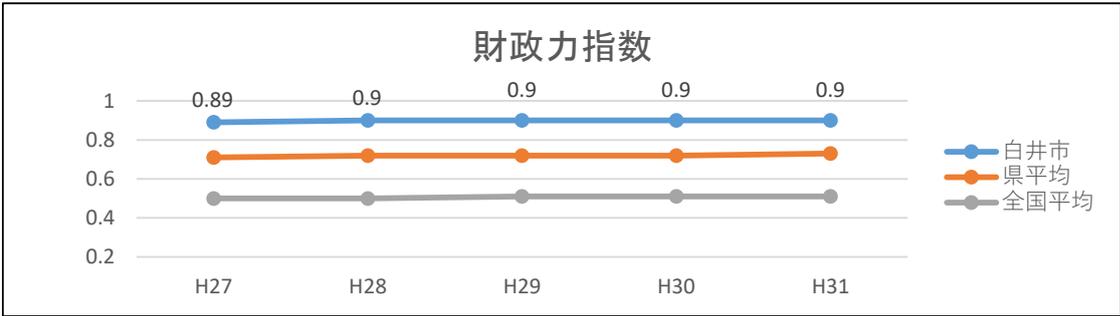
説明事項 白井市の財政状況について

1 財政指標

地方自治体は決算の収支などから、国が定める財政指標を作成しています。
 財政指標からは、収支のバランスや財政のゆとり、将来の負担など、その自治体の財政の構造を読み取ることができます。

(1) 財政力指数

概要：国が示したルールに沿って、白井市の規模から見込まれる収入と支出の割合をいい、この数値が大きいほど財政に余裕があり良いとされます。

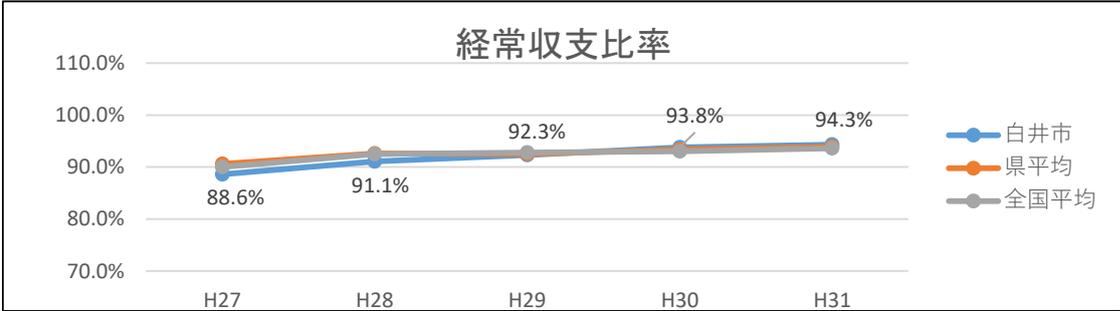


白井市の状況は・・・
 過去5年間でほぼ横ばいの数値です。

(2) 経常収支比率

概要：経常的収入等（毎年常に入ってくる市税や普通交付税等）に対する経常的支出等（毎年常に支払わなくてはならない人件費等）の割合で、この比率が低いほど臨時的に使用できる経費が多いことを意味し、様々な市独自のサービスができることにつながります。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的支出等}}{\text{経常的収入等}} \times 100$$

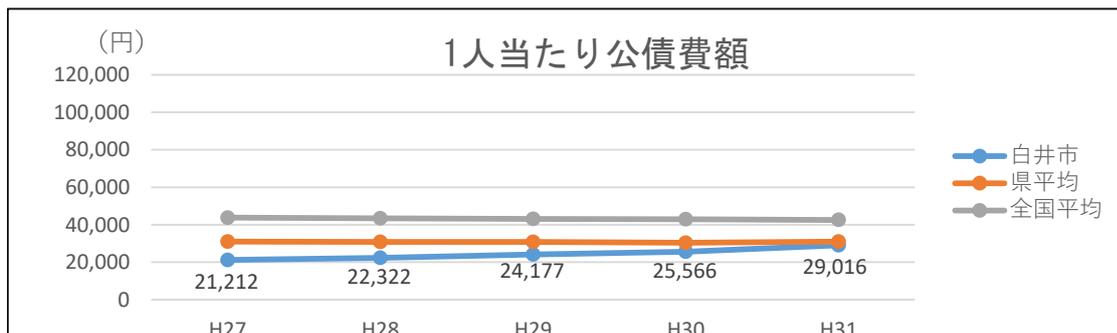
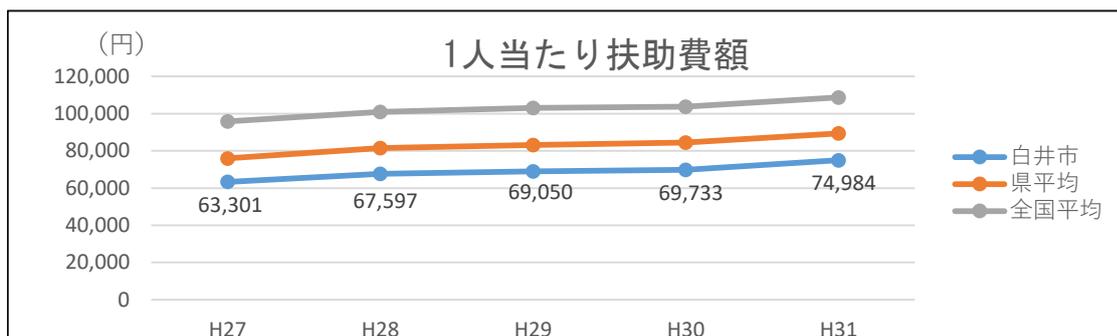
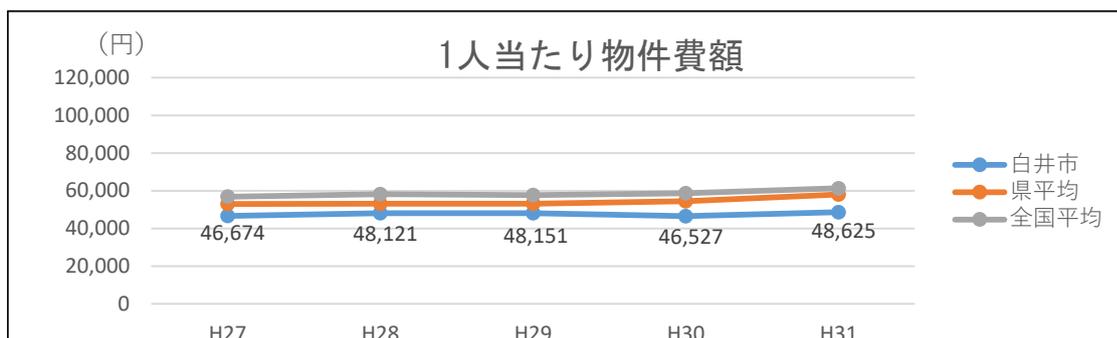
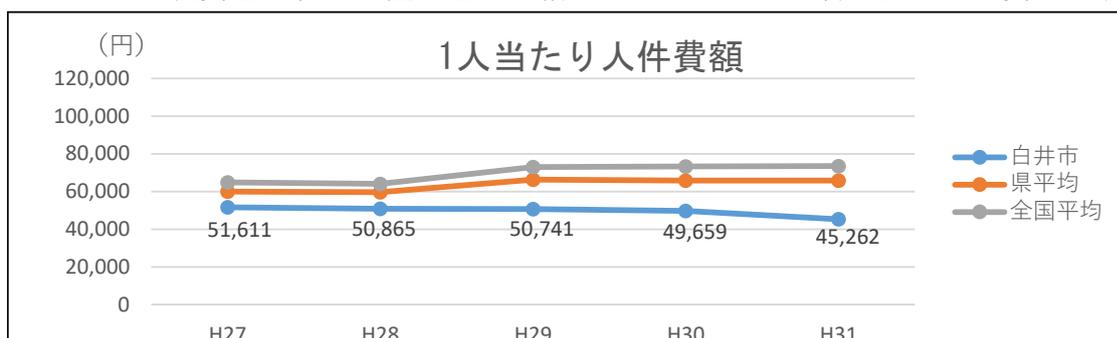


白井市の状況は・・・
 過去5年間で上昇傾向であり、平成31年度時点では若干ではありますが、県平均・全国平均を上回りました。
 主な要因は、公債費や扶助費といった歳出の上がり幅が、歳入の上がり幅を上回っていきことが挙げられます。

(3) 住民1人当たりの主なコスト（人件費・物件費・扶助費・公債費）

概要：住民1人当たりが、いくらの人件費・物件費・扶助費・公債費を負担しているかを表します。

- ・人件費とは、職員の給与や共済費の総称です。
- ・物件費とは、備品を購入する費用や民間企業に業務を委託する費用（委託料）です。
- ・扶助費とは、生活に困っている人や子育て世帯、障害をもった方々などの生活を社会全体で支えるための費用です。
- ・公債費とは、市が国などから借り入れたお金の返済に使われる費用です。



白井市の状況は・・・

人件費・物件費・扶助費・公債費の1人当たり負担額は県平均・全国平均より低い水準です。

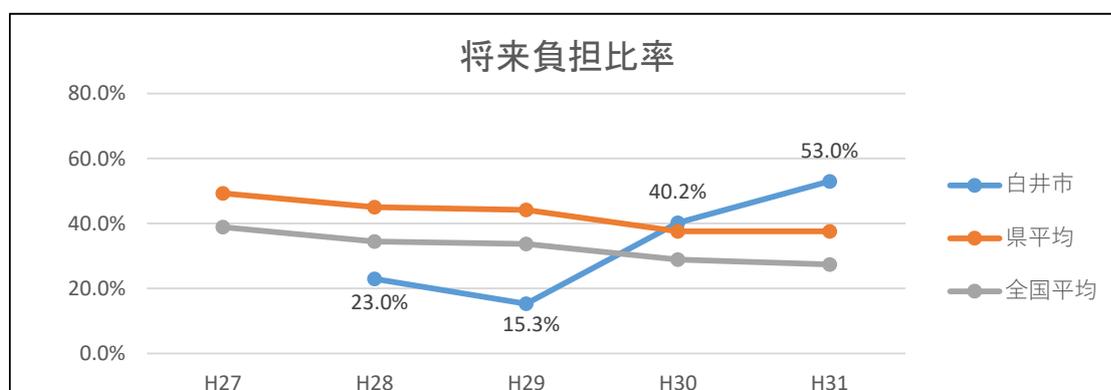
しかしながら、物件費・扶助費・公債費については上昇傾向にあります。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、市の借入金をはじめとした将来に渡り支払わなくてはならない費用（負債）の総額が、1年間の収入規模の何倍になるかを示した指標です。

国が定める基準は通常の市町村の場合、この値が350%未満とされます。

この基準を超えると財政健全化計画を国に提出し、事業や組織の見直し、収入確保などにより厳しい財政改善が求められます。



白井市の状況は・・・

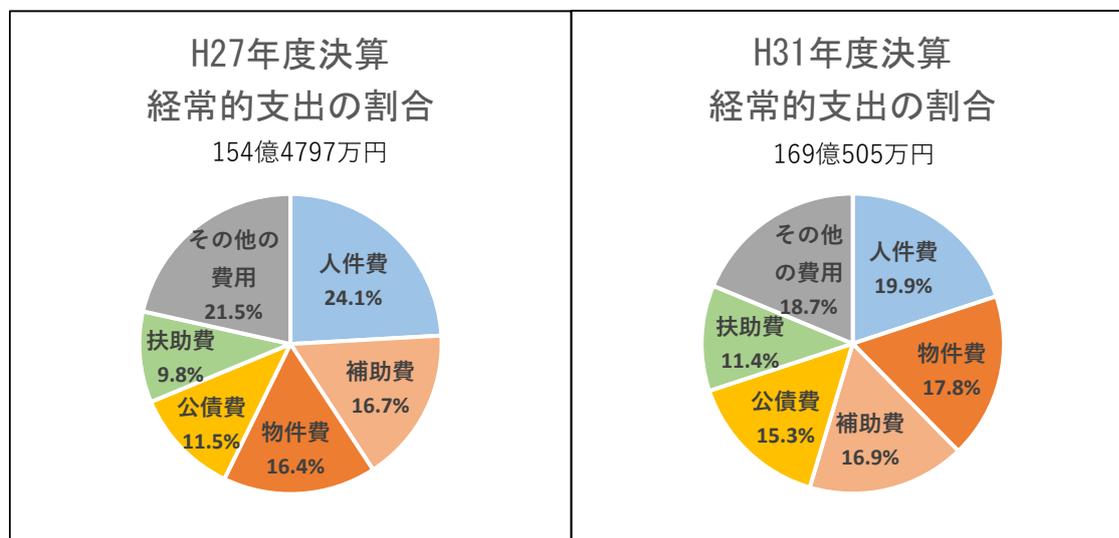
直近の2年間で大きく上昇しており、県平均や全国平均を上回っています。

主な要因は、平成28年度から平成31年度にかけて、庁舎の建て替え・給食センターの建て替え・小中学校の空調整備の導入などの大規模な事業を実施したことによるものです。

2 白井市の主な経常的支出の割合

経常的支出とは、現行の行政サービスや行政水準を維持していくために経常的に必要となる経費をいいます。

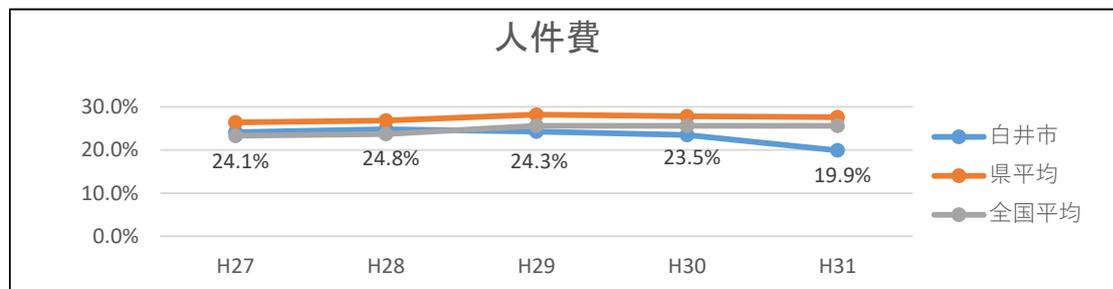
平成27年度決算時点（第5次総合計画開始の直前）と平成31年度決算時点での主な経常的支出の割合は、下図のとおりです。



(1) 人件費

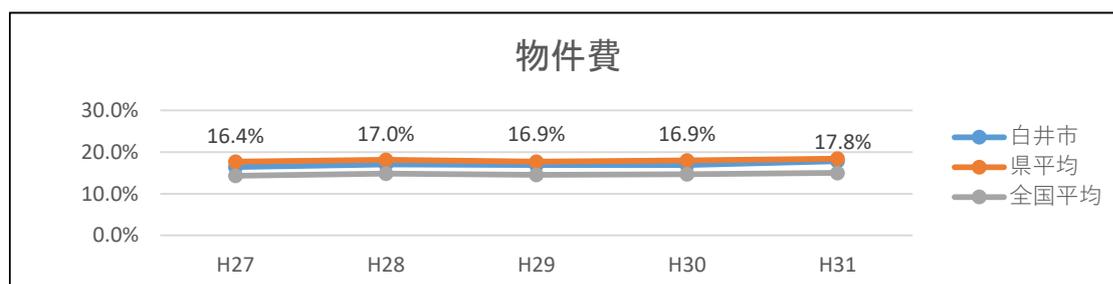
平成30年度から平成31年度にかけて3.6ポイントと大きく減少しています。

この減少については、定年退職者が増加し、新規職員を採用したことなどによるものです。



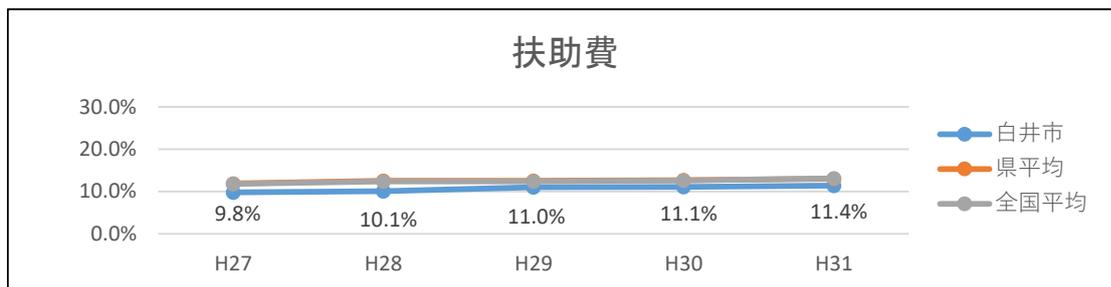
(2) 物件費

平成30年度から平成31年度にかけて0.9ポイント増加していますが、一般委託に伴う労務単価が上昇したこと及び学校給食センターの新設などが主な要因です。



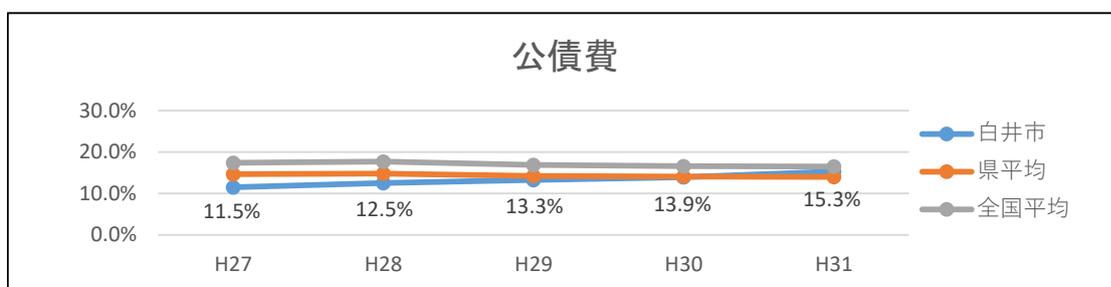
(3) 扶助費

直近の5年間では上昇傾向にあり、要因は障害福祉サービス利用者の増加、保育園の利用者の増加などが挙げられます。



(4) 公債費

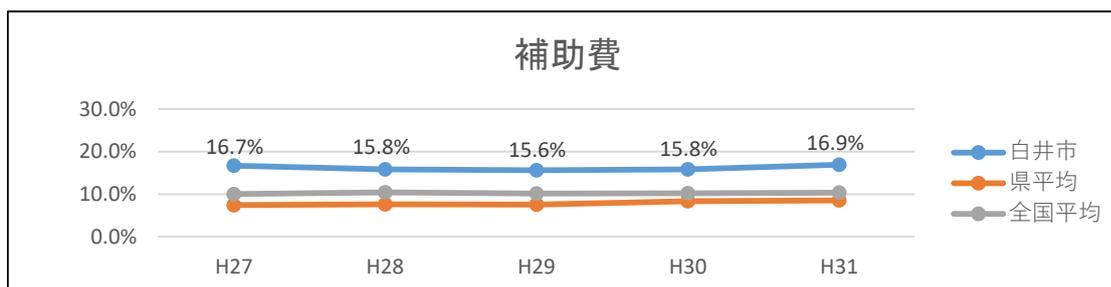
直近の5年間では上昇傾向にあり、主な要因は庁舎の建て替えや学校施設の大規模な改修など、老朽化した施設の対策の影響により、新たに公債費が発生していることが挙げられます。



(5) 補助費

補助費とは、市から他の地方公共団体や民間に対して、行政上の目的により交付される経費です。

近年では、県平均・全国平均を上回っており、本数値の8割は消防やごみ処理などを行う一部事務組合への負担金です。

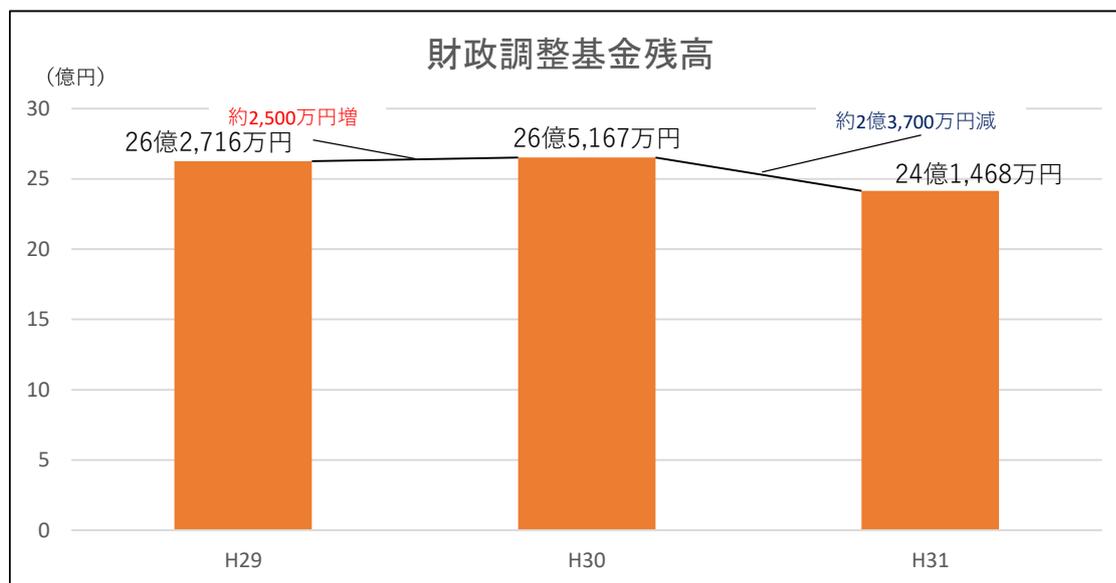


3 財政調整基金について

白井市が積み立てている使い方が特定されていない貯蓄です。

近年の状況としては、平成30年度から平成31年度にかけて、約2億3,700万円減額しました。

理由は、平成31年度中の2度の台風被害に対応するため、取り崩しを行ったことによるものです。



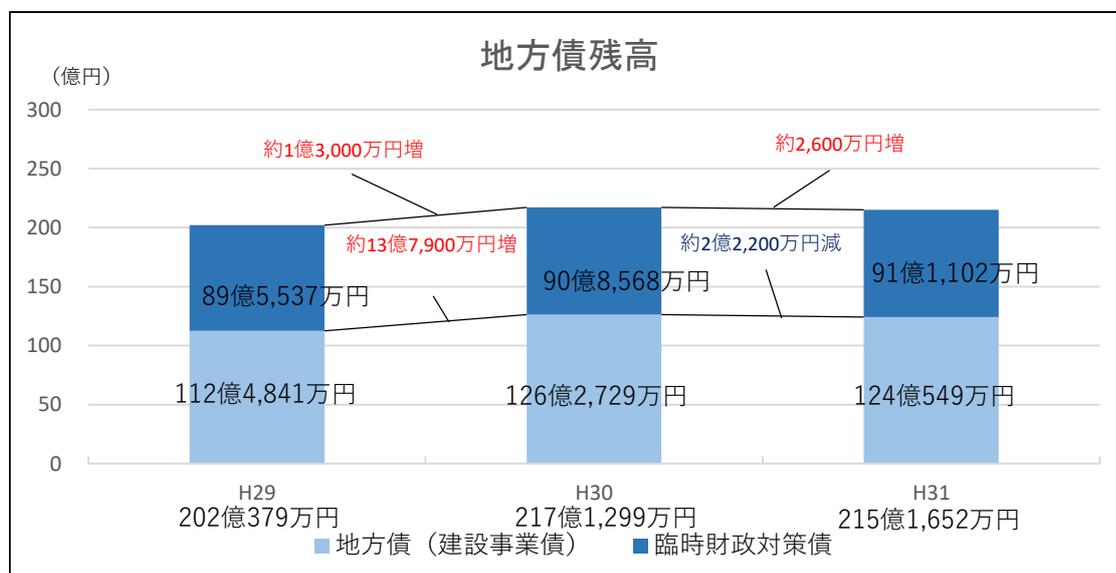
4 地方債残高について

地方債とは、市が国などから借り入れたお金です。

通常、地方債は建物の建設等にローンとして借り入れるものになります。

しかし、例年国から交付される地方交付税において、国の財源が足りなかった場合、その不足分を補うために市が地方債を借り入れます。

その地方債を臨時財政対策債といいます。



5 行政経営指針における目標値について

行政経営指針を策定した際に、目標を明確にしてわかりやすくするため、経常収支比率・財政調整基金残高・地方債残高において目標数値を定めています。

目標	経常収支比率	財政調整基金残高	地方債残高
令和2年度	90%以下	20億円以上	200億円以下
令和7年度	90%以下	20億円以上	190億円以下

実績	経常収支比率	財政調整基金残高	地方債残高
平成27年度	88.6%	約23億600万円	約165億8,500万円
平成28年度	91.1%	約26億8,500万円	約183億9,200万円
平成29年度	92.3%	約26億2,700万円	約202億400万円
平成30年度	93.8%	約26億5,200万円	約217億1,300万円
平成31年度	94.3%	約24億1,500万円	約215億1,700万円

議題 1 新たな取組項目の検討方法について

1 行政経営改革計画実施計画の概要

(1) 役割と位置付け

- ・ 白井市行政経営指針に基づいて、市の行政経営改革を着実にを行うため、具体的な取組みの内容、時期、目標を明確にした計画。

(2) 計画期間

4年間（令和4年度～令和7年度）

(3) 計画内容

- ① 「行政経営指針」で定める38の取組項目のうち引き続き取り組む項目（8項目）
- ② 「財政健全化の取組」に基づく取組項目（5項目）
- ③ 行政経営改革の観点から新たに取り組むもの←第3・4回審議会で検討

(4) 進行管理・評価

- ・ 計画の進行管理及び実施に伴う評価は、庁内組織として市長をトップとした行政経営戦略会議（市）が行う。
- ・ 市は、行政経営改革実施計画の進捗状況を行政経営改革審議会に報告し、行政経営改革審議会から提案や助言を受ける。
- ・ 市は、評価結果や提案・助言を踏まえ、計画の実施内容や目標、効果を適宜、見直しする。

2 新たに取り組む内容について

(1) 前提条件

- ① 市の行政経営改革を着実にを行うための具体的な取組みであること。
- ② 実施することの効果が見込めること。（効果額が見込める等）
- ③ 計画期間内に実施（着手）できる取組みであること。
- ④ 行政経営指針の3つの基本方針の大項目（10項目）に合致すること。

基本方針	大項目
1 市民自治のまちづくり	1 市民参加の充実 2 地域コミュニティづくりの推進 3 情報共有の徹底と可視化
2 自立した行財政運営	1 効率的な行政組織の構築 2 多様な人材の育成と確保 3 財源の確保 4 歳出の抑制 5 適材適所による事業主体の見直し 6 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査
3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置	公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

(2) 検討方法

- ① 第3回審議会の一か月前（5月中旬ごろ）までに、委員は、各自で取組項目を検討し、事務局に提案する。
- ② 事務局は、①の提案内容について委員に確認し、内容を整理した上で、現状や実現可能性について担当課等に確認する。
- ③ 事務局は②の結果を提案した委員に報告し、委員は内容を整理し、具体化する。
- ④ 第3回審議会において、委員は、③の内容を提案し、事務局は②の結果を報告する。
- ⑤ ④の提案について、第3回、第4回審議会で、取組項目として位置付けるかどうかを検討し、取組項目として位置付けする場合は、更に内容を具体化した上で、計画たたき台に加える。
- ⑥ ①～⑤の検討については、事務局において、各課等に照会し、取組項目として位置付けしたいものを計画たたき台に加える。（取組項目として位置付けするかどうかの検討は、第5回審議会以降に委員が検討する。）

新たな取組項目提案書

● ● 委員

1 取組項目名
2 行政経営改革指針の位置付け（大項目）
3 計画期間
4 内容の詳細・提案の理由・実施することの効果、財政上の効果額の有無など
5 市の状況（事務局作成）

1 取組項目名
街路樹の伐採
2 行政経営改革指針の位置付け（大項目）
2－4 歳出の抑制
3 計画期間
令和4年度～
4 内容の詳細・提案の理由・実施することの効果、財政上の効果額の有無など
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の植栽帯の両端に街路樹を植樹しているが、植樹後年月が経過していることから、街路樹が大きくなりすぎてしまい、剪定などの管理費用が大きくなるとともに、道路への根上がり等の発生が生じていることから、道路の管理費用も増加している。 ・ 植栽帯の街路樹を伐採し、間引くことで、管理費用を軽減する。 ・ 財政上の効果あり
5 市の状況（事務局作成）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路植栽帯の街路樹は、道路舗装や電線等の埋下物まで根が入り込んでいるため、抜根は難しい。 ・ 伐採した場合、伐採費用は一時的に大きな負担となる。地面すれすれで伐採した場合、伐採費用は非常に大きく、地上1m程度で伐採した場合、伐採費用は抑えることができるが、障害物となるため、危ない。